

投資信託の分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、各投資信託の決算ごとに、あらかじめ定められた分配方針に基づき、一定のルールに従い投信会社が支払いを行います。また、分配金の受取方法は各投資信託の決算頻度等によって「毎月分配型」、「隔月分配型」、「年4回分配型」等のいろいろな種類に分けられます。

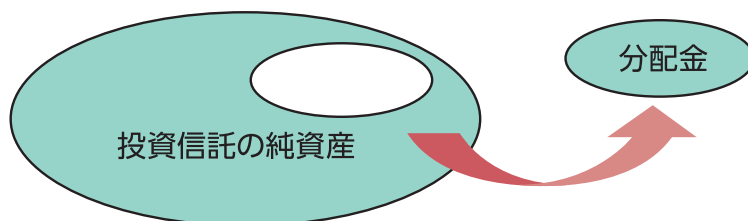
この資料では、分配金の支払われる仕組み、特徴等についてご説明しております。ご購入等のご検討にあたってはご注意ください。

ポイント 1

投資信託の分配金は、預金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われます。純資産から分配金を支払いますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

※純資産とは、投資信託が保有する株式・債券・現金等から負債を差し引いた金額です。



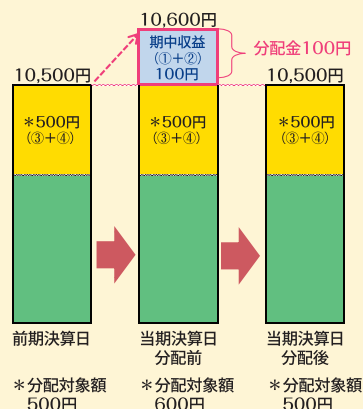
ポイント 2

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下がることになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間の投資信託の収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

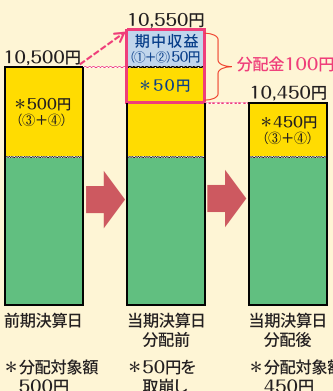
ケース A



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

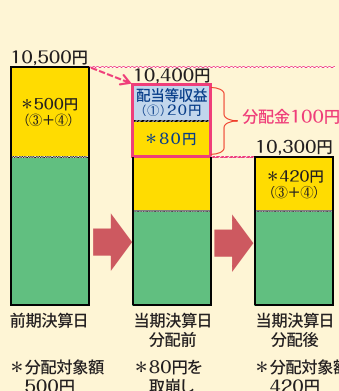
ケース B

前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケース C

前期決算日から基準価額が下落した場合



※1.分配金は、各投資信託の分配方針に基づき、投資信託の分配対象額(下記①～④)から支払われます。(上記図の番号と対応しています。)

①利子・配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金

※2.計算期間とは、前の決算日の翌日から次の決算日までのことをいいます。

※3.上図の各ケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益は、次のとおりです。

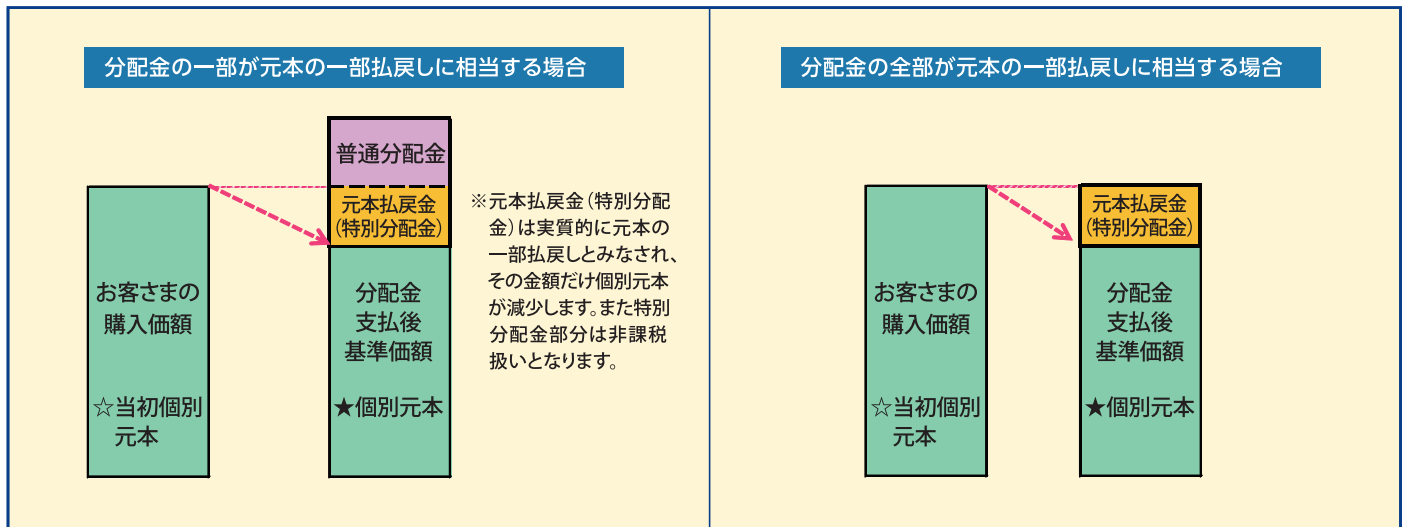
ケースA 分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB 分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円

ケースC 分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。**投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取金額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。**

お客さまの投資信託の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。



- ※1.「普通分配金」は、個別元本(お客さまの投資信託の購入価額)を上回る部分からの分配金です。
「元本払戻金(特別分配金)」は、個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後のお客さまの個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※2. 個別元本とは、お客さまごとの平均取得基準価額のことで、お客さまがその投資信託を取得する都度、取得口数により加重平均され、収益分配が行われる都度、調整されます。

投資信託に関する留意点

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等は熊本銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また熊本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 熊本銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は、国内外の株式や債券等に投資しているため、投資対象の価格が、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等で変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託には手数料等がかかります。ご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。
*申込手数料(注) *換金手数料 *信託財産留保額 *信託報酬
*監査費用・有価証券売買手数料等その他費用
上記費用を足し合わせた金額をお客さまにご負担いただきます。
申込・換金時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法等を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書(交付目論見書)」等をご覧ください。

(注) 申込手数料は、ご購入の際等にお支払いいただく申込金額の中からいただきますので、申込金額の全額が購入金額となるものではありません。

[商号等]株式会社 熊本銀行(登録金融機関) [登録番号]九州財務局長(登金)第6号 [加入協会]日本証券業協会

※熊本銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくこととなりますのでお取扱いしておりません。